

**福知山市緊急事態措置協力金対象外事業者応援給付金支給申請書（個人事業者）に係る
宣誓・同意書 兼 暴力団排除に関する誓約書**

福知山市緊急事態措置協力金対象外事業者応援給付金の支給を申請するにあたり下記の内容について宣誓又は同意・誓約します。この宣誓又は同意・誓約に係る内容が虚偽であり、又はこの宣誓又は同意・誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

1 支給対象者の要件を満たしていること

- (1) 福知山市内に本社・本店のある中小企業者であること。
- (2) 令和3年3月以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年4月から7月までのいずれかの月（以下「対象月」という。）の売上金額が、次のア～エのいずれかに該当すること。
 - ア 前々年同月の売上と比較して30%以上減少し、かつ令和元年平均売上月額と比較して減少している。
 - イ 前年（令和2年）同月の売上と比較して30%以上減少し、かつ令和元年（令和2年創業の場合は、令和2年）平均売上月額と比較して減少している。
 - ウ 創業年の決算の平均売上月額と比較して30%以上減少している。【対象月前々年度同月までに創業していなかった事業者のみ】
 - エ 創業から対象月前月までの平均売上月額と比較して30%以上減少している。【対象月以降に創業後初めての決算を迎える事業者のみ】
- (4) 従来より酒類提供又はカラオケ設備を提供する飲食店、喫茶店、カラオケ店等（京都府の要請対象施設）ではないこと。

2 不支給要件に該当しないこと

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための京都府における緊急事態措置により、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業又は営業時間短縮等を要請する施設に該当する者
- (2) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- (4) 宗教上の組織又は団体及び政治団体
- (5) 既に給付金の支給を受けた者
- (6) 福知山市暴力団排除条例（平成24年福知山市条例第17号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、給付金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断するもの

3 申請書類記載事項及び証拠書類等の内容が虚偽でないこと

4 市の関係書類の提出依頼、経営状況のヒアリング、アンケート調査等に応じること

5 支給要件の確認、不正受給等の確認の必要がある場合には、関連書類の提出及び事情等の聴取など、各種調査等に応じること

6 不正受給が判明した場合には、規定に従い給付金の返還等を行うこと

7 暴力団排除に関する下記の事項について誓約すること

- (1) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等は、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたって該当しない。
- (2) 上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していない。

8 福知山市緊急事態措置協力金対象外事業者応援給付金支給要綱に従うこと

令和 年 月 日

福知山市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

(屋 号 _____)